

現 行	改 正 後
<p>【本編】</p> <p>V-3-3-4 銀行の海外における子会社等の業務の範囲</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>【本編】</p> <p>V-3-3-4 銀行の海外における子会社等の業務の範囲</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p><u>(4) 銀行が、法第16条の2第1項第7号から第11号に掲げる会社（同号に掲げる会社にあつては、外国の会社に限る。）又は同条第4項に規定する特例対象持株会社（以下、総称して「銀行業を行う外国の会社等」という。）を子会社とするため、同条第7項の認可申請がなされた場合、理由書その他の認可申請書類に以下の事項が明確に記載されている必要があることに留意する。</u></p> <p><u>① 銀行業を行う外国の会社等が、子会社対象会社以外の会社を子会社としているかどうかの別</u></p> <p><u>② ①に記載する会社を子会社としている場合には、当該会社の営む業務の内容並びに当該会社の最近の財産及び損益の状況</u></p> <p><u>③ ①に記載する会社を子会社とした日から5年以内に、当該会社を子会社でなくなるようにするために講ずることを予定している所要の措置の内容</u></p> <p><u>なお、銀行の財務の健全性に悪影響を与えるおそれがある場合、子会社対象会社以外の会社の業務内容が公の秩序又は善良の風俗を害し、銀行業を行う外国の会社等の社会的信用を失墜させるおそれがある場合その他銀行業を行う外国の会社等が当該子会社対象会社以外の会社の業務の適正性を確保するよう子会社管理業務を的確かつ公正に遂行できることが確認できない場合は、同項の認可をすることができないことに留意すること。</u></p> <p><u>※ 上記の取扱いは、銀行持株会社が、法52条の23第1項第6号から第10号までに掲げる会社（同号に掲げる会社にあつては、外国の会社に限る。）又は同条第3項に規定する特例対象持株会社を子会社とするため、同条第6項の認可申請がなされた場合にも適用することとする。</u></p>

現 行	改 正 後
(新設)	<p><u>(5) 法第16条の2第4項の趣旨は、銀行業を行う外国の会社等を子会社とすることにより子会社対象会社以外の会社を子会社とした場合、当該会社が子会社でなくなるよう銀行が所要の措置を講じることを前提として、子会社の業務範囲規制の適用を例外的に5年間猶予するものである。また、金融庁長官の承認を得て、子会社対象会社以外の会社を5年を超えて子会社とすることができるのは、同条第6項各号に掲げる事情がある場合に限定されているのも同様の趣旨による。これらを踏まえると、同項各号の「やむを得ない事情」とは、例えば以下の事情が考えられる。</u></p> <p><u>① 同項第1号関係</u></p> <p><u>イ. 子会社対象会社以外の会社の株式の売却活動に着手しているが、現地の経済情勢や売却先との交渉状況等により売却スケジュールが遅延していること。</u></p> <p><u>ロ. 現地の法制上の理由により、子会社対象会社以外の会社の清算手続きが進捗しないこと。</u></p> <p><u>② 同項第2号関係</u></p> <p><u>現地の金融市場の特性に照らして、子会社対象会社以外の会社を子会社として保有継続することが不可欠であり、資本関係のない第三者に業務委託することでは目的が達成できないこと。</u></p> <p><u>同条第4項の規定は、子会社業務範囲規制の例外規定であることから同条第5項の承認申請を行う場合には、申請の都度、申請時点においてこれらのやむを得ない事情が存在すること、子会社対象会社以外の会社の議決権の保有に関する方針(承認後1年以内にやむを得ない事情を取り除くために検討している方策等)等につき、申請書類に具体的に記載する必要があることに留意する。</u></p> <p><u>※ 上記の取扱いは、法第52条の23第4項及び第5項にも適用することとする。</u></p>
(新設)	<p><u>(6) V-3-3-4(1)にかかわらず、銀行が、銀行業を行う外国の会社等を子会社とすることにより、子会社対象会社以外の外国の会社を子法人等(子会社を除く。以下この(6)において同じ。)又は関連法人等とすることも可能とするが、子会社業務範囲規制の趣旨に鑑み、原則として、概ね5年以内に子法人等又は関連法人等でなくなるよう所要の</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

別紙 10

現 行	改 正 後
<p>(以下略)</p>	<p><u>措置を講ずる必要があることに留意する。</u> <u>なお、銀行が銀行業を行う外国の会社等を子法人等又は関連法人等とすることにより、子会社対象会社以外の外国の会社を子法人等又は関連法人等とする場合も同様とする。</u></p> <p>(以下略)</p>

現 行	改 正 後
<p>【様式・参考資料編】</p> <p>海外子会社対象銀行等を子会社とすること 別紙様式 5-6</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">所在地 商 号 代表者</p> <p style="text-align: center;">(担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p>海外子会社対象銀行等（○○○を営む会社）を子会社とすることに係る認可申請書</p> <p>○○を子会社とすることについて、銀行法第 16 条の 2 <u>第 4 項</u>の規定に基づき、認可を申請いたします。</p> <hr style="width: 50%; margin-left: 0;"/> <p>○</p> <p>(注) 添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 別紙様式 2-2 の 2 及び 2-2 の 3 2 現地当局の許可書等の写及び当該写の和訳 3 営業所付近の略図及び営業所の略図 4 銀行法施行規則第 17 条の 5 第 1 項に掲げる書面 	<p>【様式・参考資料編】</p> <p>海外子会社対象銀行等を子会社とすること 別紙様式 5-6</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">所在地 商 号 代表者</p> <p style="text-align: center;">(担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p>海外子会社対象銀行等（○○○を営む会社）を子会社とすることに係る認可申請書</p> <p>○○を子会社とすることについて、銀行法第 16 条の 2 <u>第 7 項</u>の規定に基づき、認可を申請いたします。</p> <hr style="width: 50%; margin-left: 0;"/> <p>○</p> <p>(注) 添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 別紙様式 2-2 の 2 及び 2-2 の 3 2 現地当局の許可書等の写及び当該写の和訳 3 営業所付近の略図及び営業所の略図 4 銀行法施行規則第 17 条の 5 第 1 項に掲げる書面 5 <u>主要行等向けの総合的な監督指針 V-3-3-4 (4) に定める事項</u>

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

別紙 10

現 行	改 正 後																				
<p>(新設)</p>	<p><u>特殊関係者を新たに有することになった場合</u> 別紙様式 5-10</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">所在地 商 号 代表者 <u>（担当部署、担当者、担当者連絡先）</u></p> <p style="text-align: center;">特殊関係者を新たに有することになった届出書</p> <p>○○○○を特殊関係者として新たに有することになったため、銀行法第 53 条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 35 条第 1 項第 14 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">名 称</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主たる営業所の住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">業 務 の 内 容</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">会 社 の 状 況</td> <td>(売上高) _____ (総資産) (経常利益) _____ (資本金) (当期純利益) _____</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">取締役及び監査役の 役 職 及 び 氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">役員又は従業員の数</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保 有 議 決 権</td> <td style="text-align: right;">個 (総株主の議決権に対する割合 %)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">特 殊 関 係 者 と な っ た 理 由</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主 要 株 主 等 の 構 成</td> <td>○○○○ 個 (総株主の議決権に対する割合 %) ○○○○ 個 (総株主の議決権に対する割合 %) ○○○○ 個 (総株主の議決権に対する割合 %)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">届 出 事 由 発 生 日</td> <td style="text-align: right;">年 月 日 ()</td> </tr> </table>	名 称		主たる営業所の住所		業 務 の 内 容		会 社 の 状 況	(売上高) _____ (総資産) (経常利益) _____ (資本金) (当期純利益) _____	取締役及び監査役の 役 職 及 び 氏 名		役員又は従業員の数		保 有 議 決 権	個 (総株主の議決権に対する割合 %)	特 殊 関 係 者 と な っ た 理 由		主 要 株 主 等 の 構 成	○○○○ 個 (総株主の議決権に対する割合 %) ○○○○ 個 (総株主の議決権に対する割合 %) ○○○○ 個 (総株主の議決権に対する割合 %)	届 出 事 由 発 生 日	年 月 日 ()
名 称																					
主たる営業所の住所																					
業 務 の 内 容																					
会 社 の 状 況	(売上高) _____ (総資産) (経常利益) _____ (資本金) (当期純利益) _____																				
取締役及び監査役の 役 職 及 び 氏 名																					
役員又は従業員の数																					
保 有 議 決 権	個 (総株主の議決権に対する割合 %)																				
特 殊 関 係 者 と な っ た 理 由																					
主 要 株 主 等 の 構 成	○○○○ 個 (総株主の議決権に対する割合 %) ○○○○ 個 (総株主の議決権に対する割合 %) ○○○○ 個 (総株主の議決権に対する割合 %)																				
届 出 事 由 発 生 日	年 月 日 ()																				

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

別紙 10

現 行	改 正 後
	<p>(注) 1 当該銀行出身役員の場合には、「取締役及び監査役の役職及び氏名」欄にその旨記載のこと。</p> <p>2 銀行業を行う外国の会社等を子法人等又は関連法人等とすることにより、子会社対象会社以外の会社を特殊関係者とする場合には、「特殊関係者となった理由」欄に、当該銀行業を行う外国の会社等の商号又は名称、及び当該特殊関係者となる会社を概ね5年以内に特殊関係者でなくなるようにするための所要の措置についても記載すること。</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

別紙 10

現 行	改 正 後																																			
(新設)	<p><u>子会社対象会社以外の会社を子会社とする場合</u> 別紙様式 5-15</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">所在地 商 号 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p style="text-align: center;">子会社対象会社以外の会社を子会社とする届出書</p> <p>銀行法第 16 条の 2 第 4 項の規定により、子会社対象会社以外の会社を子会社とすることとしたので、銀行法第 53 条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 35 条第 1 項第 8 号の 2 の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" data-bbox="1142 861 2027 1404"> <tr> <td rowspan="10" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">子会社とする会社の概要</td> <td>商号又は名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主たる営業所又は事務所の所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>業務の内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>会社の状況 (直近の決算期より)</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>(売上高)</td> <td>(総資産)</td> </tr> <tr> <td>(経常利益)</td> <td>(資本金)</td> </tr> <tr> <td>(当期純利益)</td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>役員の役職名及び氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>役員及び従業員の数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保有議決権数</td> <td>個 (総株主の議決権に対する割合 %)</td> </tr> <tr> <td>主要株主等の構成</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>A社</td> <td>個 (総株主の議決権に対する割合 %)</td> </tr> <tr> <td>B社</td> <td>個 (総株主の議決権に対する割合 %)</td> </tr> <tr> <td>C社</td> <td>個 (総株主の議決権に対する割合 %)</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>子会社とする理由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>実行予定日</td> <td>年 月 日 ()</td> </tr> <tr> <td>5年以内に当該会社を子会社でなくなるようにするための所要の措置の内容</td> <td></td> </tr> </table>	子会社とする会社の概要	商号又は名称		主たる営業所又は事務所の所在地		業務の内容		会社の状況 (直近の決算期より)	<table border="1"> <tr> <td>(売上高)</td> <td>(総資産)</td> </tr> <tr> <td>(経常利益)</td> <td>(資本金)</td> </tr> <tr> <td>(当期純利益)</td> <td></td> </tr> </table>	(売上高)	(総資産)	(経常利益)	(資本金)	(当期純利益)		役員の役職名及び氏名		役員及び従業員の数		保有議決権数	個 (総株主の議決権に対する割合 %)	主要株主等の構成	<table border="1"> <tr> <td>A社</td> <td>個 (総株主の議決権に対する割合 %)</td> </tr> <tr> <td>B社</td> <td>個 (総株主の議決権に対する割合 %)</td> </tr> <tr> <td>C社</td> <td>個 (総株主の議決権に対する割合 %)</td> </tr> </table>	A社	個 (総株主の議決権に対する割合 %)	B社	個 (総株主の議決権に対する割合 %)	C社	個 (総株主の議決権に対する割合 %)	子会社とする理由		実行予定日	年 月 日 ()	5年以内に当該会社を子会社でなくなるようにするための所要の措置の内容	
子会社とする会社の概要	商号又は名称																																			
	主たる営業所又は事務所の所在地																																			
	業務の内容																																			
	会社の状況 (直近の決算期より)		<table border="1"> <tr> <td>(売上高)</td> <td>(総資産)</td> </tr> <tr> <td>(経常利益)</td> <td>(資本金)</td> </tr> <tr> <td>(当期純利益)</td> <td></td> </tr> </table>	(売上高)	(総資産)	(経常利益)	(資本金)	(当期純利益)																												
	(売上高)		(総資産)																																	
	(経常利益)		(資本金)																																	
	(当期純利益)																																			
	役員の役職名及び氏名																																			
	役員及び従業員の数																																			
	保有議決権数	個 (総株主の議決権に対する割合 %)																																		
主要株主等の構成	<table border="1"> <tr> <td>A社</td> <td>個 (総株主の議決権に対する割合 %)</td> </tr> <tr> <td>B社</td> <td>個 (総株主の議決権に対する割合 %)</td> </tr> <tr> <td>C社</td> <td>個 (総株主の議決権に対する割合 %)</td> </tr> </table>	A社	個 (総株主の議決権に対する割合 %)	B社	個 (総株主の議決権に対する割合 %)	C社	個 (総株主の議決権に対する割合 %)																													
A社	個 (総株主の議決権に対する割合 %)																																			
B社	個 (総株主の議決権に対する割合 %)																																			
C社	個 (総株主の議決権に対する割合 %)																																			
子会社とする理由																																				
実行予定日	年 月 日 ()																																			
5年以内に当該会社を子会社でなくなるようにするための所要の措置の内容																																				

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

別紙 10

現 行	改 正 後
	<p>(注) 1 記載要領</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「<u>子会社とする理由</u>」欄には、当該会社を子会社とする法第 16 条の 2 第 1 項第 7 号から第 11 号に掲げる会社（同号に掲げる会社にあつては、外国の会社に限る）又は同条第 4 項に規定する特例対象持株会社の商号又は名称を明示すること。 <p>2 添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>子会社とする会社の役員の履歴書</u> ・ <u>その他参考となるべき事項を記載した書類</u>